

## 近世中期における杣頭の活動実態

——濃州三ヶ村を中心に——

萱場 真仁

はじめに

- 一 濃州三ヶ村の杣頭たち
  - 二 伐り出し場所の調査に係る動員
  - 三 杣頭による御用材伐り出しと森林利用
- おわりに

はじめに

筆者はこれまで、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村における人びとの林産物生産や森林利用に焦点を当てて研究を進めてきた。<sup>(1)</sup>濃州三ヶ村では、榎木や榊木、益木地、椀木地、そして鳥糞などの林産物が、村々の百姓たちの手によって生産されていたことが確認できる。これら林産物を生産するにあたっては、濃州三ヶ村の森林から木々を伐採するための願書を作成し、御山守を勤めていた内木家を通じて木曾材木奉行へと取り次いでもらう必要があった。このような村内における森林利用の願主として、史

料上度々登場するのが、本稿で扱う杣頭と呼ばれる者たちである。

木曾材木奉行を勤めた寺町兵左衛門によって宝暦九年（一七五九）に記された「木曾山雑話」によれば、杣頭は以下のように説明されている。

〔史料一〕<sup>(2)</sup>

一 杣頭 請頭 代人

木曾三十余村之内、所々ニ杣頭と相唱、御材木御本伐入札等致候人別之者相極置申候、或ハ其御山之御材木落札ニテ引請取扱申候を請頭と相唱申候、右請頭計ニ而ハ御山内之裁許難行届候付、外ニ山方巧者成ル者相撰ミ代人と相唱、数人差出し置申候、

但代人とハ、買人共之手代・下代抔相唱候と同様之意味ニ御座候、これによれば、木曾の村々における杣頭とは、御用材となる木々を伐り出す場所を入札のうえ、その伐採を請け負った者を指すとしている。また、入札を受けた者は請負人として「請頭」とも呼称されたという。

尾張藩領の森林から伐木が実施される場合、その伐り出し方法は、木曾材木方があらかじめ対象とする山やおよその年間採取量を定めて御用材を

伐り出す方法と、村の者たちの出願によって伐採する方法の二種類が存在した。このうち前者の御用材を伐り出す場合は、「史料一」でも述べられていた通り、山ごとに請負希望者を募集し、杣頭をはじめとする希望者に對する入札がおこなわれて、請負人（請受頭）が決定された。<sup>(3)</sup>

御用材の伐り出しを請け負った杣頭は、一組一〇〜二〇人ほどの杣たちを動員して一つの組を結成し、伐採事業に従事した。一つの伐採事業には複数の杣組が稼働し、伐採事業が終了するとそれぞれの杣組は解散となった。杣頭によって雇用される杣は、木曾の場合その身分は百姓であり、そのため杣頭たちが杣を雇用するにあたっては、彼らの農作業に支障が出ないように配慮しなければならず、他の組との二重雇用を防ぐ必要もあった。<sup>(4)</sup>

なお、万延元年（一八六〇）段階の加子母村では、総人口が二七八四名（男性が一四五〇名、女性が一三三四名）で、そのなかでも杣・日用は三二五名、木挽は四〇名（いずれも男性）であった。つまり、村の男性の約二五%が材木の伐り出しに従事していた者たちであったと言える。<sup>(5)</sup> また、尾張藩の職制では、杣頭の上位には目代手代（元締手代）があり、さらにその上に位置するのが木曾材木奉行であった。<sup>(6)</sup>

以上のように杣頭は、御用材の伐り出しを実施するにあたって、実際に伐採をおこなう箇所（請負）と、伐り出しに従事する杣たちの雇用、ならびに彼らの取りまとめ役になっていた者と言うことができる。従来、この杣頭については所三男氏や脇野博氏らによって、彼らが実際に御用材の伐木・搬出をおこなうにあたってどのような役割を担っていたのか、さらにはその組織構造や労働形態などについて明らかにされてきた。<sup>(7)</sup> また近年では、太田尚宏氏や芳賀和樹氏らによって、御用材となる木々の伐り出しに

際しては、御山守から事前に伐採すべき樹木の確認と選定（木種見分）を受け、目印となる木口印を打刻してもらう作業を経る必要があったことなどが解明されてきている。<sup>(8)</sup>

しかし、村のなかにおける彼らの位置づけや、具体的な活動については、未だ判然としない部分が多く、筆者がこれまで扱ってきた杣頭たちによる村内の森林利用と、杣頭たちが従事する御用材の伐り出しとがどのように関わるのかについても十分に検討できていない。

そこで本稿では、前述の課題を考えるにあたっての端緒として、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村の杣頭たちの活動について、「御山方御用井諸事日記」（以下、「日記」と略記）や内木家「御用状留」などの史料をもとに明らかにすることを目的とする。

なお、本文中で史料を引用する際は読点を打ち、旧字体・異体字は適宜新字体に改めた。史料中の傍線や記号も筆者による註記である。

### 一 濃州三ヶ村の杣頭たち

ここではまず、「日記」や「御用状留」にみられる濃州三ヶ村の主要な杣頭たちについて紹介しておきたい。

濃州三ヶ村では、杣頭と呼ばれる者たちが一ヶ村につき一軒程度の割合で置かれていたと考えられており、「日記」や「御用状留」などの記事を参照していくと、各村に少なくとも一〜二名くらいの杣頭たちが存在していたことが判明する。試みに宝暦〜寛政期（二七五〜一八〇）には、杣頭として以下の者たちの名前がよくみられる。

まず、加子母村の杣頭としては、助左衛門・利左衛門父子がいる。両

者はともに宝暦八年(一七五八)六月段階から杣頭として登場する。しかし、それ以前、父助左衛門は「加子母村百姓」とのみ表記されることが多かった<sup>(10)</sup>。また、子の利左衛門は宝暦二年には「組頭」としても表記がみられ、恐らくこの段階で杣頭と兼任していたものと考えられる。

助左衛門は、明和六年(一七六九)一月三日に脳卒中と思われる病で倒れ、六日後の一月九日に亡くなっている<sup>(12)</sup>。一方利左衛門は、御材木仕出の請負や林産物生産(鳥糞、櫛木、鞆木など)に関するやりとりを彦七と度々おこなっており、木曾材木役所が置かれていた名古屋や上松へ頻繁に出向いては、山内の見分のためにやって来た役人たちの随行をしたり、その行程を彦七に伝えたりした。なお、助左衛門・利左衛門父子の屋号は「升屋」<sup>(13)</sup>、苗字は「脇坂」<sup>(14)</sup>であり、利左衛門の「代人」として茂七、長左衛門、文次郎という者たちの名前が登場することもある<sup>(15)</sup>。また、安永三年(一七七四)の段階で、利左衛門の家は「江戸御巡見様、其外御役人様方御国廻之節御泊等被仰付」ほどの「大家」であったという<sup>(16)</sup>。

次に、付知村の杣頭としては、清助・茂助父子がいる。清助は宝暦一三年(一七八七)までその名前がみられ、安永五年には「付知村庄屋代」として登場している<sup>(17)</sup>。一方、茂助は寛政九年(一七九七)頃から名前がみられるようになる。後述するように、清助は御用材伐り出しの請負はもちろん、付知村にある日枯山という明山などから、櫛木を中心とする林産物の生産を度々木曾材木奉行に対して願ひ出しており、その都度願書を内木彦七に取り次いでもらっている。

最後に、川上村の杣頭としては喜兵衛・三吉がいる。両者とも連名で登場することが多いため、恐らく父子である可能性が高いが、血縁関係は不明である。喜兵衛は宝暦八年(一八〇八)まで、三吉は明和五年

以後杣頭としてその名前がみられる<sup>(18)</sup>。

このほかにも、宝暦一二年八月の記事には、川上村に太左衛門、庄左衛門、吉左衛門という名の杣頭が確認できる<sup>(19)</sup>。また、野尻の彦左衛門<sup>(20)</sup>、須原の弥惣次・平次郎<sup>(21)</sup>、王滝村の清兵衛・茂平次<sup>(22)</sup>などのように、普段は木曾の街道筋に位置する宿場や信濃国筑摩郡王滝村に居住していると思われる者たちも、杣頭(受頭)として三ヶ村の森林から御用材の伐り出しを請け負うことがあった。

以上、ここまで近世中期の濃州三ヶ村でみられる主な杣頭たちを列挙してみた。このうち三ヶ村に居住している助左衛門や清助、喜兵衛らの共通点は、いずれも身分としては百姓で、村内では「組頭」や「庄屋代」などを務める者たちであったということである。恐らく彼らは、村の百姓として「組頭」や「庄屋代」などを務める傍ら、御用材の伐り出しなどに際しては杣頭を兼任していたと考えられる。

なお、「日記」や「御用状留」などをみると、例えば加子母村の助左衛門・利左衛門は二本木や熊洞と呼ばれる御巢山、川上村の喜兵衛は巢乗・長坂・竿根・大根と呼ばれる御巢山から御用材を伐り出す際に請負を担当することが多く、ここからは、杣頭の伐り出し担当箇所が定められていた可能性が高い。そのため、三ヶ村に居住する杣頭たちは、御用材の伐り出しを請け負うことは勿論、状況に応じて御山守内木家とともに、伐り出し場所の調査にも関与することがあった。

## 二 伐り出し場所の調査に係る動員

御用材伐り出し場所の調査に杣頭が関与していた例として、ここでは明

和七年（二七七〇）におこなわれた木曾材木方元締手代荒尾浅右衛門による「大材調」を事例に紹介してみたい。

明和七年閏六月二十七日、荒尾浅右衛門より、「諸山大材木之調」のため、加子母村の二本木や川上村の巢乗・長坂など「三ヶ村御巢山」で、「五尺廻り以上之木」がないかどうか内木彦七に対して調査するよう依頼があった。<sup>(23)</sup>彦七は、亥年（明和四年）段階での調査帳面があったため、早速その写しを荒尾へ提出したが、彦七の提出した調査書はいずれも「無疵」の「檜」のみを記したものであったため、荒尾は「疵木・節付并ニ榎・明檜・榎・雑木等迄」を含め、五尺廻り以上の木数を見積もってほしいと再度依頼した。併せて、付知村にある小屋ヶ尾御巢山に生育する樹種、ならびにその大きさと木数についても調査してほしいと追加依頼している。<sup>(24)</sup>

これを受け、彦七は七月一二日に川上村の杣頭喜兵衛に対して、同村の巢乗・長坂・大根・竿根各御巢山のヒノキ、アスヒ、サワラ、マキ、ツガ、トド、マツ、クリ、ヒメコの疵木・節付に至るまで五尺廻り以上の木々を見積もるように打診した。<sup>(25)</sup>喜兵衛は同村の杣である作十郎・幸四郎、巢守の忠助らに同地の木数を見積もらせ、依頼を受けてから二日後の七月一四日に、彦七のもとへ見積書を送っている。<sup>(26)</sup>

それから五日後の七月一九日、彦七は加子母村の二本木御巢山に生育する木々についても調査のうえ見積書の作成に取りかかろうとしていたが、そこへ同村の杣頭利左衛門から、荒尾が二本木御巢山へ直接見分に赴くために本日役所を出立したと伝えられる。利左衛門によれば、荒尾は同日夜に付知村へ宿泊し、翌日は二本木御巢山の近くにある山小屋に泊まることだった。利左衛門は役所で「御用」があったが、これを聞いて昨日急いで帰ってきたという。そして彦七に対し、本日中に自分の方で「木種見

立」をおこなっておくと伝えたのだった。<sup>(27)</sup>彦七はこれらの動きを受け、付知村に宿泊している荒尾へ以下の書状を送った。

〔史料二〕<sup>(28)</sup>

去ル七日付之御手紙同十日於三浦山相届致拜見候、如仰未残暑御座候得共益御安全被成、御勤珍重奉存候、然ハ式本木・巢乗・長坂・大根・竿根右五ヶ所御巢山檜・榎・明檜・榎・榎・五尺廻以上疵木・節付等まで見立候ハ、大躰何程可有御座候半哉、大概相考重而申上候様被仰聞承知仕候、右積之儀、私心得計ニ而早速御答難申上奉存候ニ付、私心得之振ニ理左衛門・喜兵衛へ承合御答可申上と奉存候処、今日付知村御着之由只今承之候、私儀も今日向付知迄罷越候あと早速罷出御伺申度奉存候処、先月上旬迄毎夜鳥眼とやいん眼一向相見へ不申、夜中步行難仕候ニ付、得罷出不申候、此段御用捨可被下候、

一 式本木御巢山之儀ハ利左衛門御山本ニ罷在候付、相積可申聞旨申聞候、川上四ヶ所御巢山木種喜兵衛合積書差出候ニ付、御目ニかけ申候御覽可被下候、

一 小屋ヶ尾御巢山檜・榎・明檜・榎・榎・梅・栗・松・姫子掛立いたし五尺廻何丈廻迄見積り候様被仰聞是又承知仕候、則右見積として罷越候近日調書付差遣可申候間、左様御承知可被下候、以上、

七月十九日

内木彦七

荒尾浅右衛門様

〔史料二〕傍線部 a によれば、彦七は荒尾に対し、調査対象である二本木や巢乗をはじめとする五ヶ所の御巢山に生育する木々の本数や大きさの見積については、自分の「心得」だけでは早々に返答することが難しいの

で、「私心得之振」で利左衛門や喜兵衛に問い合わせてから返答しようとしていたという。ところが、荒尾が二本木御巢山へ見分のため付知村に到着したという知らせを受け、本来であれば、彦七自身が荒尾のもとへ出向いてこの件について伺いを立てるべきであるが、彦七は先月上旬から「鳥眼とやいん眼」で夜になると眼が見えなくなり、付知村まで赴くことが難しいとしている。そこで、彦七は傍線部bの通り、二本木御巢山の樹種の見積については、利左衛門が現地にいるので彼から直接聞くように伝え、川上村の御巢山については喜兵衛から差し出された見積書があるので、それを読んでほしいと伝えた。併せて、小屋ヶ尾御巢山の見積書については、近日中に別途調書を送るとしている。

これを受けた荒尾は、委細承知したとの返事を彦七へ伝え、その際に今後の行程（七月二〇日・熊洞、二一～二二日・下山のうえ川上の中小屋に宿泊、二三日・湯舟沢）を伝えるとともに、彦七と約束していた七包の膏薬を送ると述べた。<sup>29)</sup>

このように三ヶ村の柚頭たちは、御用材として森林から木々を伐採する前段階の作業に、御山守である内木家とともに関与することがあった。内木彦七は、御巢山に生育する木々の本数・大きさについては「心得」ているものの、その詳細については柚頭に問い合わせるから返答しようとしている。このことから、三ヶ村に居住していた柚頭たちは、現地の森林の状況を十分知悉していた者たちから選ばれていたと想定される。

また、前述の通り、川上村の柚頭喜兵衛が村内の柚や巢守たちを動員して御巢山の木数などを調査していたことから、彼らは自身が常時動員できると、御用材の伐り出しの際には「助左衛門組」や「喜兵衛組」など

のような表記が度々登場しており、ここからは彼らが柚たちを雇い入れて伐木を請け負う集団（柚組）を構成していたことが窺える。これらのなかには、他村から雇い入れられた柚たちも多く含まれていた可能性があるが、喜兵衛や利左衛門の場合は、自身の「代人」とすることができると、自分たちのもとで常時協力できる柚たちが数名存在していたと考えられる。御山守内木家は、こうした柚頭の協力のもとで、森林状況を把握し、樹種の選定をおこなっていたのである。

### 三 柚頭による御用材伐り出しと森林利用

前章でみたように、御用材の伐り出しに従事するばかりではなく、必要に応じてその前段階の作業にも動員されることがあった柚頭たちであったが、彼らが請け負った御用材伐り出しは、柚頭自身の生活に利益をもたらすものとは必ずしも言えなかったようである。

以下に示すのは、宝暦一〇年（一七六〇）八月に、内木彦七から木曾材木奉行の日下部兵次郎らに出された願書の一部である。

〔史料三三〕<sup>31)</sup>

一 木曾王滝村柚頭共、当年御用木橋木御請合長坂・巢乗御巢山分仕出シ申候、右仕跡切末切込木、止倒積レ木、其外明御山内ニ而熊剥根返り立枯角方五丸太被仰付被下置候様、御役所江願書差出候義、私分も宜申達御書候様ニと積り書差出候付、相請取差上ケ申候、尤御材木の儀ハ私取扱之儀ニ無御座候へ共、大材之儀殊更御急キニ御座候故、柚とり出シ方旁工数も多ク相懸り、前積りとハ各別人用掛り多ク御座候而甚及難儀候様ニ相見候付、右之通り申



達候、以上、

八月四日

内木彦七

日 兵次郎様  
寄 清太夫様

〔史料三〕は王滝村の杣頭たちの事例である。これによれば、彼らは「御用木橋木」を川上村の長坂・巢乗御巢山から伐り出すにあたり、その伐採を請け負うことになったという。すると、彼らは伐り終わった後の残木や立枯木、その他熊によって樹皮が剥ぎ取られた木など、御用材として使用できなかった木々を自分たちに伐り取らせてほしいと願いだした。杣頭たちは、木曾材木奉行宛の願書を取り次ぐ内木彦七にも、この件を宜しく取り計ってほしいと伝えている。彦七はこれを受け、大材の伐採にあたっては作業工程が多く、それにかかる費用も多いため、杣頭たちは「甚及難儀候躰」にあると日下部らに伝え、杣頭たちの願い出を許可してほしいと取り次いでいる。

なお時期は下るが、明和六年（七六九）の「日記」二月四日条によれば、川上村の杣頭喜兵衛が請け負った御用材の伐り出しと、その払い込みが終了した旨が彦七へと伝えられた。しかし、喜兵衛は雇い入れた日用たちへの給金が半分しか払えていないため、同日拝借金を願いだしたことが記されている。加えて、喜兵衛は「御世話ニ相成候御材木も首尾能払込仕候へ共、損金相立及迷惑候」と彦七に伝えている。<sup>32)</sup>

これらを考慮すると、御用材伐り出しの請負は、恒常的に安定した収入が得られるものではないと、御山守・杣頭双方から捉えられていたことが分かる。恐らくそれは、本文中にも述べられていた通り、伐り出しに際しての費用が原則として自己負担であり、御用材となる木々の伐採が場合に

よっては「御急キ」で遂行されなければならなかったことや、自身が雇い入れた者たちへの費用の支払いが関係していたであろう。

これと関連して、明和三年正月には加子母村の杣頭助左衛門・利左衛門父子から以下のような願書が木曾材木役所に対して提出された。

〔史料四〕<sup>33)</sup>

覚

一 鳥糞 五百樽 六百樽迄 但老樽五貫目入

御運上拾貫目ニ付銀三匁五分宛、

（中略）

右ハ当戌年々寅年迄五ヶ年之間、加子母西股入御山ニ而仕出し、加子母村中切迄出し揃、御山奉行内木彦七様御改請御運上早速指上可申候、

右糞之儀ハ苗木領、岐阜、関、中津川、黒瀬舟積名古屋表所々へ出し相払候様ニ可仕候間、御山守々糞樽送り書御渡可被下候、勿論糞取候節御停止木其外立木ニ一切障り不申、御山内随分大切ニ仕出し可申候間、右之通何とぞ被仰付被下置候様奉願上候、段々御山方御用被仰付、御蔭を以渡世送り仕候私共之儀ニ御座候処、去年川上御山々角末口物大材木之急御用木御受合仕、雪中大雪降候時節大材急御用之御儀ニ而、過分物入多大分損金仕中途ニ而及禿ニ候仕合御座候処、大材之急御用之御儀ニ候へハ各々取賄御材木ハ首尾能払込仕候得共、大分之損金ニ御座候ニ付、諸御山御願申上候而、当春被仰付被下置首尾能去ル頃御払込仕難有奉存候、御蔭を以借金方少々取償も仕候得共、大分之損金ニ御座候得ハ、中々行届不申難儀至極仕候間、只今一向御手をはなれ申候而ハ借金方取償相成不申

候へハ、渡世送り難儀及禿ニ申候間、此上御憐愍御慈悲を以右御願

五ヶ年之間被仰付被下置候様奉願上候、借金方江も申立三仕、御蔭  
を以相続仕度乍恐幾重茂奉願上候、以上、

明和二年酉正月  
(マ、三年庚の誤りカ)

加子母村

杣頭 助左衛門 印

同 利左衛門 印

木曾御材木方

御役所

鳥麴とは、狩猟などの際に鳥や昆虫などを捕獲するために用いられる粘着性の物質で、モチノキなどの樹種から製造される。加子母村の場合、「蠅取」などとして使用されていたようで、その販路も名古屋や岐阜にまで及んでいた。

鳥麴の生産は、加子母村の西股入や渡合などでよく生産されており、明和年間に鳥麴の生産をすべく森林利用を頻繁に願っていたのが、杣頭の助左衛門・利左衛門父子であった。「史料四」によれば、助左衛門・利左衛門父子は、まず明和三年から同七年までの期間で加子母村の西股入において鳥麴の生産を願い出た。その理由は、傍線部に示した通り、明和元年（宝暦一四年）に「川上御山分角末口物大材木の急御用木」を請け負ったものの、それは「雪中大雪降候時節」に言い渡されたため、それに係る経費が多くなかったこと、「大分之損金」が生じてしまったためであるという。彼らはその経費を賄うために借金までして、その返済に充てるために諸山の材木伐り出しを願い出たものの、借金の返済を補填するほどの金銭は得られなかった。そこで、彼らは五年間の鳥麴生産を願い出ることと、これら借金の返済に充て、ひいては自分たちの生業を成り立たせた

いとしている。

また、付知村の杣頭清助は、安永二年（一七七三）から何度か同村の日枯山などにおいて榎木の生産を願い出たようになる。願い出た当初の願書からは、なぜ清助が榎木の生産を願い出たのか、その理由は記されていない。

しかし、天明元年（一七八一）五月に提出された願書によれば、以前御用材伐り出しを請け負ったときは「天災害多ク」、そのため伐り出しに係る費用が高んでしまい、それを補うために別の御用材伐り出しを願い出たとしている。ところが、そのときは時宜が悪く別の御用材伐り出しを命じられることがなかったため、付知村の山に生育する「かすおしミ」<sup>(34)</sup>の樹種を用いて榎木の生産を願い出たと記されている<sup>(35)</sup>。

このように、三ヶ村に居住している杣頭たちは、自身が従事する御用材の伐り出しに係る費用を補填する目的で、三ヶ村の森林の利用と林産物の生産を願い出たことが分かる。村内の森林を利用することは、三ヶ村の者たちにとっては「模寄之小百姓」に至るまで「茶塩之賄」になると願書内で度々形容されるように、自身の生活を支える場として機能していた<sup>(36)</sup>と言える。そのなかでも特に、杣頭たちは自身が居住する村の森林状況を把握しやすい立場にいたため、御用材とならない樹種やそれらを用いてどのような林産物が生産できるのか、ある程度把握していたことが窺える。それゆえ、彼らは自身の生業を支えるべく、村内の森林を積極的に活用していったのである。

なお杣頭によっては、これ以後、御用材の伐り出しを請け負わないときには林産物生産に従事し、独自で販路を開拓していたと思われる者も存在した。例えば、加子母村の杣頭利左衛門は、明和八年三月にこれまで生産していた西股入・渡合から場所を変えて「日用小屋」と呼ばれる場所での

鳥麴生産を願ひ出ている。<sup>(37)</sup>ここから、明和七年以後も利左衛門は鳥麴の生産を継続していたことが窺える。

加えて、安永三年には鳥麴ばかりではなく、榎木や鞘木などの生産を願ひ出るようになった。このとき内木彦七へ提出された願書によれば、鞘木については、名古屋の鞘師重左衛門に販売する旨が記されており、<sup>(38)</sup>恐らく利左衛門は名古屋の材木役所などへ出張した折に新たな販路を開拓していたと考えられる。

一方、付知村の柚頭清助もまた、これ以後榎木の生産を願ひ続けており、寛政九年（一七九七）には清助の子茂助の手による願書が提出されている。茂助がこのとき父の代わりに榎木の生産を願ひ出ている理由は判然としないものの、茂助は「年始分困窮ニ而難儀」であることを理由に、父清助の「うるおひ」になるとして、榎木の生産を願ひ出ている。<sup>(39)</sup>

先述した通り、利左衛門の場合は巡見のために村を来訪してきた役人たちを応接できるほどの「大家」であり、「代人」と呼べるほどの者たちも数名抱えていた。したがって、清助・茂助らの家の経営状況、ならびに森林利用のあり方と比べれば差異があったと想定されるが、こうした柚頭たちによる私的な森林利用は、御用材請負とは別に彼らの生業を支えるものであったと言えるだろう。

## おわりに

本稿では、柚頭の活動実態について、主に近世中期の濃州三ヶ村を中心に見てきた。三ヶ村の柚頭たちは、村内の森林に精通した百姓である可能性が高く、それゆえ御用材の伐り出しに従事するだけでなく、木曾材木

方による伐り出し場所の選定調査でも、御山守内木家を介して動員されることがあった。

また、柚頭たちの生業は基本的に御用材の伐り出しが中心であったと考えられるが、それが恒常的な収入をもたらすものとは必ずしも言えなかった。したがって、彼らは村内の森林の状況を把握しやすい立場に利用し、御用材の伐り出しがないときには、積極的に村内の森林を活用していった。

本稿では「日記」や「御用状留」などの史料から、柚頭たちの村内における立場や具体的な活動について検討してきたが、残された課題も少なくない。

一つは本稿で紹介した事例が、他の村々における柚頭たちに共通するかどうかである。例えば、伐り出し場所の選定調査への動員は、御山守である内木家を介しておこなわれている。そのため、こうした動員は、三ヶ村の柚頭たちに特有のものなのか、それとも他村の柚頭たちにも同じような動員がかけられたのか、これについては、未だ検討の余地がある。

さらに、「柚頭」となることが村内、あるいは対外的にどのような影響をもたらしていたのかということである。これに関しては、文化期に加子母村で柚頭を務めていた庄七という者が、柚頭の名目を一度「御引揚」とされ、その結果「甚難渋」したため、再度その名目を許可してほしいと内木彦七らに願ひ出たところ、文化五年（一八〇八）に再び許可されるという事例が示唆を与えてくれる。<sup>(40)</sup>

「柚頭」となることが村々にとってどのような意味合いを持っていたのか、何かしら特権が付与されていたのかについては、今後も検討していく必要がある。そして、これらの検討を通じて、森林に対して柚頭たちが果



たしてきた役割について、時代の変遷なども踏まえながら、さらに考察を深めていきたい。

### 註

- (1) 拙稿「内木家文書にみる加子母村の林産物生産―榎木を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五四号)、『金鯢叢書』第四七輯所収、二〇二〇年。
- (2) 「木曾山雑話」(徳川林政史研究所収集史料 林五四一、徳川林政史研究所蔵)。以下、徳川林政史研究所収集史料については、「林五四一」などと史料番号のみを記す。
- (3) 太田尚宏「木曾五木」と濃州三ヶ村」(徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、二〇一八年)、五頁。
- (4) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、脇野博「杣工」(塚田孝編『シリーズ近世の身分的周縁三職人・親方・仲間』、吉川弘文館、二〇〇〇年所収)、同『日本林業技術史の研究』(清文堂、二〇〇六年)などを参照。
- (5) 前掲註(3)、太田論文参照。
- (6) 前掲註(4)。
- (7) 同前。
- (8) 太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』―濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五二号)、『金鯢叢書』第四五輯所収、二〇一八年)、芳賀和樹『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化―御山守の仕事と森林コントロール』(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、二〇二〇年)など。
- (9) 前掲註(3)、太田論文参照。
- (10) 延享元年カ「三浦井三ヶ村御山御用留」(内木家文書 B 二九一―一九一〇七)、一〇月条。
- (11) 宝暦八年「寅年中御用状留」(林三八八―〇二)、六月一七日条。
- (12) 明和六年「日記」(内木家文書 B 五九一―〇九一〇八)、一月三日、九日条などを参照。
- (13) 同前。

近世中期における杣頭の活動実態

- (14) 明和九年「日記」(林一二三七)、一月二一日条。
- (15) 利左衛門は、同時期に加子母村内で鳥糞生産を実施するようになるが、そのとき代人として文次郎が糞の生産が終了したことを彦七に伝えに来たり、それに伴い終了後の山内の見廻りについて善右衛門と相談したりするなどしている(前掲註(12))「日記」、八月一五日条など)。これらのことを踏まえると、利左衛門のもとにはこうした代人と呼ばれる者たちが数名存在していた可能性がある。
- (16) 安永三年「午年中御用状留」(林三八八―一三三)、三月条。
- (17) 安永五年「申年中御用状留」(内木家文書 B 六三三―〇一一・一二)、四月条。
- (18) 明和五年「子年中御用状留書」(林三八八―〇八)、八月条。
- (19) 宝暦二年「午年中御用状留」(林三八八―〇五)、八月条。
- (20) 前掲註(18)、八月条。
- (21) 明和八年「卯年中御用状留」(林三八八―一一)、明和七年八月条。
- (22) 前掲註(16)、六月八日条。
- (23) 明和七年「寅年中御用状留」(林三八八―一〇)、閏六月廿七日条。
- (24) 同前、七月七日条。
- (25) 同前、七月二日条。
- (26) 同前、七月一四日条。
- (27) 同前、七月一九日条。
- (28) 同前、同条。
- (29) 同前、七月二〇日条。
- (30) 明和二年「御用諸事留書」(林四一四―〇二)、四月条、前掲註(12)、二月四日条などを参照。
- (31) 宝暦一〇年「辰年中御用状留」(林三八八―〇三)、八月四日条。
- (32) 前掲註(12)、二月四日条。
- (33) 明和三年「戌年中御用状留書」(内木家文書 B 五八―二〇一〇九)、明和三年正月条。
- (34) 加子母地区では、アオダモなどの堅い木を「鱈節」に由来した「かつふし」などと総称しているようで、ここで登場する「かすおし」もそれら樹種を指していると考えられる(前掲註(1)、拙稿参照)。

- (35) 安永一〇年(天明元年)「丑年御用状留」(林三八八―一八)、五月条。
- (36) 前掲註(1)、拙稿参照。
- (37) 前掲註(21)、三月条。
- (38) 前掲註(16)、三月条。
- (39) 寛政九年「巳年御用状留帳」(林三八八―二七)、九月条。
- (40) 文化五年「辰年三ヶ村ヨリ差出候書付扣」(内木家文書 B六七一〇―一七)、三月条。なお、庄七と同時期に「杣頭」の名目を引き揚げられた加子母

村の三左衛門という人物は、寛政七年(一七九五)一〇月七日に白木仕出方を願い出るとともに、「杣頭」の名目も願い出ており、同年一月二日に「杣頭」の名目を許可されている(寛政七年「卯年御用状留帳」(林三八八―二四)、一〇月七日条・十一月二日条)。これらのことを考慮すると、「杣頭」となることによつて村内の森林利用に関する種の権限が付与されていたとも捉えられるが、「杣頭」という名目がどのような経緯を経て許可されるのか、今後検討が必要である。